

特別防衛監察の結果について

平成28年12月16日

防 衛 監 察 本 部

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	対象項目	1
第 3	対象機関等	1
第 4	監察実施の概要	1
1	全般	1
2	機種選定手続の状況等に係る関係書類等の取得・分析	2
3	アンケートによる調査	2
4	実地監察	2
第 5	機種選定手続等の経過概要	2
第 6	監察結果	6
1	機種選定プロセスの公正性	6
2	自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況	8
3	対応要領通達の遵守状況	8
4	関係書類等の管理状況	9
第 7	改善策	9
1	機種選定プロセスの公正性	9
2	対応要領通達の遵守状況	10
3	関係書類等の管理状況	10
第 8	終わりに	10
別紙第 1	アンケート対象者一覧	
別紙第 2	ヒアリング対象者一覧	
別紙第 3	面談対象者一覧	
別紙第 4	機種選定手続の流れ	

特別防衛監察の結果について

第1 はじめに

この報告は、海上自衛隊が新たに取得しようとする多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続に係る公正性の確保に資するため、平成27年10月27日から実施している特別防衛監察について、これまで明らかになった事項等を取りまとめたものである。

第2 対象項目

本特別防衛監察の対象項目は、「多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続に係る公正性の確保の状況」であり、当該項目について主として以下の観点から監察を実施した。

- 1 機種選定プロセスの公正性
- 2 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況
- 3 「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）（以下、「対応要領通達」という。）の遵守状況
- 4 関係書類等の管理状況

第3 対象機関等

本特別防衛監察の対象機関等は、多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続に係る防衛省の機関等であり、事務次官、防衛審議官、内部部局（以下、「内局」という。）、統合幕僚監部、海上幕僚監部（以下、「海幕」という。）、防衛装備庁及び海上自衛隊第51航空隊を対象として監察を実施した。

第4 監察実施の概要

1 全般

平成27年10月27日から特別防衛監察を開始し、以下の事項を実施した。

- (1) 機種選定手続の状況等に係る関係書類等の取得・分析
- (2) アンケートによる調査
- (3) 実地監察

2 機種選定手続の状況等に係る関係書類等の取得・分析

機種選定手続の状況等について、各機関等から関係書類等を取得するとともに、機種選定手続に係る公正性の確保を害するおそれのあるリスク及び問題点の抽出を実施した。

3 アンケートによる調査

各機関等の関係職員に対するアンケートにより、機種選定手続の状況の把握を実施した。

別紙第1「アンケート対象者一覧」

4 実地監察

(1) 現場等確認

各機関等の関係部署の各執務室において、業界関係者等との接触状況、関係書類等の管理状況等の確認を実施した。

(2) ヒアリング

検討チーム※1の構成員をはじめ実質的に運用要求書等の作成業務に従事している関係職員等に対して、機種選定業務の実施状況に関する確認を実施した。

別紙第2「ヒアリング対象者一覧」

※1 検討チーム：多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定に関する事項についての連絡調整及び組織横断的な検討を実施するため、内局防衛計画課長をチーム長とし、関係部署の課長級の職員により構成されたチーム

(3) 面談

機種選定業務に従事する職員のうち、機種選定諮問会議及び検討チームの構成員並びに自衛隊員倫理、対応要領及び文書管理等の業務に従事している職員に対し、業務の実施状況、不備事項の原因等の確認を実施した。

別紙第3「面談対象者一覧」

第5 機種選定手続等の経過概要

本特別防衛監察において確認した、多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続等の経過概要は、以下のとおりである。

別紙第4「機種選定手続の流れ」

1 多用途ヘリコプター（艦載型）の導入の決定（平成25年12月）

平成25年12月17日、中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）により、護衛艦部隊が事態に応じた活動を持続的に行うために必要な多用途ヘリコプター（艦載型）を新たに導入することが決定された。

2 海幕における要求性能等の検討（海幕性能審議委員会※2第7分科委員会※3（以下、「第7分科委員会」という。）における審議等）（平成26年3月～10月）

平成26年3月10日、多用途ヘリコプター（艦載型）の要求性能等について、海幕教育課教育班長（平成26年5月9日から装備体系課航空機体系班長）を分科委員長とする第7分科委員会において、審議・合意された。平成26年10月6日、その合意された審議結果について、性能審議委員会の幹事※4に報告された。

※2 性能審議委員会：新造艦船及び航空機の要求性能等に関する事項等について審議するため、海幕に設置されている委員会

※3 性能審議委員会第7分科委員会：性能審議委員会の審議事項のうち、回転翼航空機及び航空兵装ぎ装について審議するために設置されている委員会

※4 幹事：装備体系課長、装備需品課長、技術課長（平成26年10月6日報告）

3 検討チームにおける運用要求書等の検討及び合意（平成26年10月～平成27年3月）

平成26年10月14日から、検討チームにおいて、多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定に必要な運用要求書、要求性能書、提案要求書の案及び評価基準書の案の検討が開始された。この際、海幕から、第7分科委員会の審議結果に基づく要求性能等が説明された。この時点における主な候補機種は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン（株）のNH-90、川崎重工業（株）のMCH-101、三菱重工業（株）のSH-60Kの3機種が想定されていた。

検討チームにおいて、平成26年12月26日、運用要求書及び要求性能書が、平成27年3月13日、提案要求書の案及び評価基準書の案が合意された。

4 海幕における要求性能等の検討（要求性能の変更に係る検討及び性能審議委員会委員長等への報告）（平成27年3月）

平成27年3月18日、海幕防衛部長は、海幕関係職員から検討チーム会合における検討結果の報告を受けた際、救護・後送能力に係る要求性能について、有事所要が不十分であることを理由として再検討するよう指導した。平成27年3月20日までに、海幕関係職員は、救護・後送能力に係る要求性能を変更することとし、海幕防衛部長の了承を得た。なお、海幕関係職員は、当該要求性能の変更に際して、第7分科委員会における再審議を実施することなく、当該審議結果の要求性能に係る記載を修正した。その後、変更された要求性能は、第7分科委員会の審議結果として、性能審議委員会副委員長※5及び委員長※6へ報告された。

※5 副委員長：防衛部長（平成27年3月23日報告）、装備部長及び技術部長（平成

27年3月24日報告)

※6 委員長：海上幕僚副長（平成27年3月25日報告）

5 海上幕僚長(以下、「海幕長」という。)への報告等(平成27年3月26日)

平成27年3月26日、海幕関係職員は、性能審議委員会の審議結果である要求性能及び機種選定における評価要領を海幕長に初めて報告した際、取得経費が安価である小型の機種が有利となる旨の報告内容であったため、海幕長から平成23年の海上自衛隊会議※7で説明された運用構想との整合を図るよう指導を受けた※8。その際、海幕長は、海幕関係職員に対して「運用構想上は、例えばMCH-101等の大型機が必要とされていたのではなかったのか。」「海自として少数機機種運用の負担の軽減など幅広く、防衛構想や海自航空機の防衛力整備にも目を向けた検討が必要である。」などと発言した。

※7 平成23年3月、海上自衛隊会議において、多用途ヘリコプター（艦載型）の運用構想について、大型の機体が必要であること、海自が運用する既存機種との機体の共通化を考慮することなどが説明された。

※8 海幕長への報告において、平成27年3月18日の海幕防衛部長の指導により変更することとした救護・後送能力に係る要求性能は、補足説明という位置づけであったため海幕長に対しては報告がなされていなかった。

6 要求性能の再整理及び検討チームにおける再合意(平成27年3月～5月)

- (1) 平成27年3月26日、海幕防衛部長は、海幕関係職員から海幕長の指導について報告を受けた後、海幕長に対し、運用構想に基づく要求性能について再整理する旨を報告した。
- (2) 平成27年3月26日以降、海幕防衛部長は、海幕関係職員に対して、海上自衛隊会議において説明された運用構想等を踏まえ、今後の方針として、MCH-101の選定を優先することを説明した。
- (3) 平成27年4月上旬までに、海幕関係職員は、複数回の海幕内での課長級ミーティング及び海幕防衛部長への報告を経て、MCH-101を、選定されることが望ましい機種とし、要求性能の再整理を行った。この時点までに、海幕防衛部長及び海幕関係職員は、平成27年3月18日の海幕防衛部長の指導により変更することとしていた救護・後送能力に係る要求性能が、比較的小型の機種であるSH-60Kでは第1段階評価※9を満たすことが困難と推定されるとの認識を得た。

※9 第1段階評価：提案内容が、要求事項を満足するか否かについて評価を行い、1項目でも要求を満たさない提案については選外とする評価段階

- (4) 平成27年4月9日、海幕防衛部長は、内局防衛計画課長に対し、検討チームにおいて合意された要求性能を変更するため、救護・後送能力に係

る要求性能が不十分であったことを説明し、当該要求性能を変更したい旨を要望した。内局防衛計画課長は、これまでの検討チーム会合における海幕からの説明※ 10 を踏まえ、要求性能の変更による第 1 段階評価への影響について確認した。その際、海幕防衛部長等は、要求性能の変更によっても、主な候補機種は第 1 段階評価を満たすことが推定されるが、評価結果は最終的には企業の提案次第と説明した。平成 27 年 5 月 7 日、内局防衛計画課長は、海幕からの要望は対外的に説明できる内容であると判断し、救護・後送能力に係る要求性能を変更することについて、了承した。

※ 10 これまでの検討チーム会合において、海幕は「海上自衛隊が現に保有している 2 機種（MCH-101 及び SH-60K）については、現有機の情報及び企業側からの提案資料の情報等から要求性能を満たすことを確認済み。」と説明している。

- (5) 平成 27 年 5 月 1 日、海幕関係職員は、海幕長に対して、平成 27 年 3 月 26 日の海幕長の指導に対する再整理結果に係る報告として、運用構想との整合を検討した結果、救護・後送能力に係る要求性能を変更すること及び検討チームにおいて要求性能について再度合意する旨を報告した。
- (6) 平成 27 年 5 月 14 日、検討チームにおいて、救護・後送能力に係る要求性能の変更が合意され、運用要求書、要求性能書、提案要求書の案及び評価基準書の案が再度合意された。その際、救護・後送能力に係る要求性能の変更に関し、海幕関係職員は「海上自衛隊が現に保有している 2 機種（MCH-101 及び SH-60K）については、要求性能を変更した場合でも、要求性能を満たすことが推定される。」、「NH-90 については、企業側からの提案資料の情報から、要求性能を変更した場合でも、要求性能を満たすことが推定される。」などと説明した。
- (7) 平成 27 年 5 月 18 日、海幕関係職員から海幕長に対し、救護・後送能力に係る要求性能の変更について検討チームでの再合意がなされた旨を報告した。

7 運用要求書等の協議・作成（平成 27 年 6 月）

平成 27 年 6 月 1 日、海幕長から防衛政策局長及び経理装備局長に対し、運用要求書、要求性能書、提案要求書の案及び評価基準書の案について協議がなされた。防衛政策局長は 6 月 3 日に、経理装備局長は 6 月 5 日に異議がない旨を回答した。

8 企業への意見招請等（平成 27 年 6 月～7 月）

平成 27 年 6 月 8 日から 7 月 2 日までの間、海幕は、企業 4 社（エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン（株）、川崎重工業（株）、富士重工業（株）、三菱重工業（株））に提案要求書の案を手交し、企業からの意見を踏まえ、提案要求書の案及び

評価基準書の案を修正した。

9 提案要求書等の決定（平成27年7月）

平成27年7月2日、海幕長から防衛大臣に対し、提案要求書の案及び評価基準書の案を上申した。平成27年7月6日、防衛大臣から諮問を受けた事務次官を議長とする機種選定諮問会議において、提案要求書の案及び評価基準書の案を審議、答申し、平成27年7月7日、防衛大臣により、これらが決定された。

10 企業への提案要求書の手交及び提案書の受領（平成27年7月～9月）

平成27年7月14日から17日までの間、海幕は、企業4社（エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン（株）、川崎重工業（株）、富士重工業（株）、三菱重工業（株））に提案要求書を手交した。平成27年9月15日、海幕は、企業2社（川崎重工業（株）からKE-101※11、三菱重工業（株）からSH-60K多用途型）から提案書を受領した。その他の2社は提案を辞退した。

※11 KE-101：MCH-101の川崎重工業（株）での呼称

11 提案書の評価等（平成27年9月～10月）

平成27年9月15日、海幕は、提案書の受領後から提案書の評価作業を開始し、平成27年10月5日に海幕長の了承を得て、川崎重工業（株）が提案するKE-101を評価結果とすることを決定した。その際、平成27年5月に変更した救護・後送能力などに係る要求性能について、三菱重工業（株）が提案したSH-60K多用途型を第1段階評価において選外とする評価とした。海幕内において同機が第1段階評価で選外となったことは、平成27年10月1日に海幕航空機課から内局防衛計画課に通知された。

平成27年10月8日に開催が予定されていた検討チーム会合は、整備計画局長の指示により中止された。

第6 監察結果

1 機種選定プロセスの公正性

各機関から取得した関係書類等、現場等確認及び面談等の結果、機種選定プロセスの公正性の確保において、以下のような問題点を確認した。

(1) 機種選定手続中における海幕長の発言

海幕長は、平成27年3月26日、機種選定に係る要求性能等に関する報告を海幕関係職員から初めて受けた際、大型の機種であるMCH-101を例示するなど、同機を、選定されることが望ましい機種として検討す

ることが適当であると受け取れる発言をした。

その発言の背景には、海上自衛隊会議において説明された運用構想（大型の機体が必要、海自が運用する既存機種との機体の共通化を考慮）が、報告に反映されていなかったこと、また海幕内において海幕長への報告はある程度の具体的な検討を踏まえて報告すればよいと認識されていたことから、要求性能の検討について段階的に報告が行われていなかったことがある。

しかしながら、海幕長による特定の機種を例示するなどの発言の結果、海幕関係職員が特定の機種を、選定されることが望ましい機種として機種選定業務を行うことになったことから、海幕長による同発言は配慮を欠くものであったといえる。

(2) MCH-101を、選定されることが望ましい機種として検討し、SH-60Kが第1段階評価を満たすことが困難と推定される要求性能への変更

海幕防衛部長は、海幕長の発言を受け、MCH-101の選定を優先する方針を海幕関係職員に説明し、それにより海幕関係職員は大型の機種であるMCH-101を、選定されることが望ましい機種とし、要求性能を再整理した。その際、海幕防衛部長及び海幕関係職員は、平成27年3月18日の海幕防衛部長の指導により変更することとしていた救護・後送能力に係る要求性能が、比較的小型の機種であるSH-60Kが第1段階評価を満たすことが困難と推定される要求性能であると認識しつつ、当該要求性能を運用要求書等に反映した。

これらの行為は、機種選定における競争性の確保に影響を与えるものであり、不適切であったといえる。

(3) 変更した要求性能が評価に与える影響について、関係機関の間における認識の齟齬

海幕防衛部長及び海幕関係職員は、変更した救護・後送能力に係る要求性能により、SH-60Kが第1段階評価を満たすことが困難と推定されると認識していたが、内局関係職員などに対し、評価結果については企業の提案次第としつつも、SH-60Kが第1段階評価を満たすことが推定されると説明したため、内局などは、SH-60Kが第1段階評価を満たすことが推定されると認識した。

このような説明は、検討等における正確性の確保に影響を与えるものであり、適切であったとはいえない。

なお、検討チーム等が関与していたものの、変更した要求性能は、SH-60Kが第1段階評価を満たすことが困難と推定されるものか否かについて、関係機関の間において、認識に齟齬が生じたまま機種選定が進んだことから、機種選定におけるチェック態勢は不十分であったといえる。

(4) 海幕における要求性能の審議等に係る手続の不備

海幕性能審議委員会規則等によると、多用途ヘリコプター（艦載型）の要求性能は、第7分科委員会において審議し、その審議結果を幹事、副委員長及び委員長へ報告することとなっていた。

しかし、海幕関係職員は、第7分科委員会における審議結果の変更に際して、変更のための再審議を行わず、当該審議結果と異なる内容を副委員長及び委員長へ報告していた。

このような手続は、適切なものとはいえず、海幕内での円滑な業務の遂行に支障を与えるものであったといえる。

(5) 運用要求書等の作成における手続の簡略化

「多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続について（通達）」（防衛計第19069号。26.12.24）（以下、「機種選定通達」という。）では、海幕長が防衛政策局長及び経理装備局長と協議して①運用要求書及び②要求性能書を作成した上で、それらに従って③提案要求書の案及び④評価基準書の案を海幕長が両局長と協議して作成することとなっていた。

しかし、内局及び海幕は、業務の効率性の側面を重視したことから、検討チーム会合で①②を合意した後、正式な決裁手続を行わず、引き続き③④の検討を行った。また、検討チーム会合で③④まで一旦合意したにもかかわらず、海幕による要求性能の変更の要望を受けて①②③④の内容を変更し、最終的には、①②③④を一括で決裁するなど手続を簡略化していた。

これらの手順で行った理由が業務の効率性の側面を重視したものであったとしても、評価基準が明らかとなった以降に、遡って評価に基づき要求性能を変更することができる手続となっていた。機種選定手続における業務の公正性の側面を重視した場合、機種選定通達を厳格に適用することが求められることから、このような簡略化した手続は、機種選定通達が求める手続ではなかったといえる。

2 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況

各機関等から取得した各種報告書、現場等確認及び面談の結果、利害関係者との間の自衛隊員倫理法等に違反する行為は確認されなかった。

3 対応要領通達の遵守状況

各機関等から取得した関係書類、現場等確認及び面談の結果、業界関係者等からの働きかけは確認されなかったものの、以下のような問題点を確認した。

(1) 対応要領通達の実施状況に係る不備

各機関等において、対応要領通達の理解及び遵守に対する意識が不十分であることに起因する、当該通達に規定されている対象者一覧表の作成、

業界関係者等との接触方法及び場所、業界関係者等との接触時の報告などに関する不備を確認した。

(2) 対応要領通達における不明確な記載内容

対応要領通達において、対象者として指定すべき課長以上の職員の指定などに関する規定が不明確となっている状況を確認した。

このように、平成25年の陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの開発事業の企業選定に関する事案（以下、「UH-X事案」という。）の再発防止策を受け、平成26年に機種選定等を加える改正がなされた対応要領通達にもかかわらず、特定の機種（MCH-101）を、選定されることが望ましい機種として検討し、その他の機種（SH-60K）が評価を満たすことが困難と推定される要求性能へ変更した行為が確認されたこと、多くの機関において同通達の実施状況に係る不備が確認されたことを踏まえると、同通達の当時の主管部署も含め、同通達の理解及び遵守に対する意識が不十分であったといえる。

4 関係書類等の管理状況

各機関等から取得した関係書類等、現場等確認及び面談の結果、海幕において、機種選定手続に係る一部の意思決定に至る過程が分かる文書が行政文書として管理されていない状況を確認した。

第7 改善策

1 機種選定プロセスの公正性

(1) 要求性能の作成に係る業務手順の見直し

海幕長の配慮を欠く発言は、海幕において過去の運用構想が要求性能へ反映されていなかったこと及び海幕長に対する報告が段階的に行われていなかったことに起因するものであった。また、海幕において、第7分科委員会による再審議を実施せず、要求性能の変更がなされていたことから、海幕における要求性能の作成に係る業務手順を見直す必要がある。

(2) 機種選定におけるチェック態勢の見直し

機種選定において、検討チーム等が関与していたものの、特定の機種（MCH-101）を、選定されることが望ましい機種として検討し、その他の機種（SH-60K）が評価を満たすことが困難と推定される要求性能へ変更した不適切な行為について深度あるチェックを行うことができない態勢であったことから、内局が運用要求書等の作成や提案書の評価などに、より密接に関与できるよう、機種選定におけるチェック態勢を見直す必要がある。

(3) 機種選定通達の見直し及び通達の厳格な適用

機種選定手続における公正性の側面を重視し、運用要求書等の作成に際しては、評価基準が明らかとなった段階から遡った要求性能の変更を防止することが明確に理解されるよう機種選定通達を見直すとともに、機種選定通達に定められた手続を厳格に適用するよう徹底する必要がある。

(4) 機種選定業務における公正性に関する教育等の実施

特定の機種（MCH-101）を、選定されることが望ましい機種として検討し、要求性能の変更によっても、主な候補機種は第1段階評価を満たすことが推定されるとの説明を行いつつ、その他の機種（SH-60K）が評価を満たすことが困難と推定される要求性能へ変更した不適切な行為が、結果的に競争性に影響を与えるという認識が十分に浸透していなかったことから、関係職員に対して、常に公正さを意識させるよう教育などにより徹底する必要がある。

2 対応要領通達の遵守状況

(1) 対応要領通達の教育等の実施

UH-X事案の再発防止策を受け、平成26年に機種選定等を加える改正がなされた対応要領通達にもかかわらず、対応要領通達の理解及び遵守に対する意識が不十分であったことから、機種選定業務に従事する職員を確実に対象者として指定し、当該対象者に対して、対応要領通達の記載事項について教育などにより徹底するとともに、適宜、各措置等の実施状況を確認する必要がある。

(2) 対応要領通達等の見直し

対応要領通達の記載内容の一部が不明確となっていたことから、当該通達の目的である、業界関係者等と接触する場合における調達事務の公正かつ透明な執行の確保が担保できるよう、対応要領通達を下位規則を含め、見直す必要がある。

3 関係書類等の管理状況

機種選定に関する書類等の適切な管理が重要であるとの認識が不十分であったことを踏まえ、機種選定業務を適正かつ効率的に実施するため、関係規則を理解させるよう教育などにより徹底する必要がある。

第8 終わりに

以上のように、多用途ヘリコプター（艦載型）の機種選定手続については公正性が十分に確保されているとはいえない状況にあることから、今後、同機種選定手続を行う場合には、上記で述べた改善策を講じた上で、公正性の確保に万全を期すべきである。

アンケート対象者一覧

官職名等		人数	
内部 部 局		事務次官室（事務次官×2、室員×3）、 防衛審議官室（防衛審議官、室員×3）	79名
	大臣官房	大臣官房長室（大臣官房長、室員×2）、 審議官室（審議官、室員）	
	防衛政策局	防衛政策局長室（防衛政策局長、室員）、 防衛政策局次長室（防衛政策局次長、室員）、 防衛政策課（課長、課員×20）	
	整備計画局	整備計画局長室（整備計画局長、室員）、 防衛計画課（課長×2、課員×36）	
統合 幕僚 監部		統合幕僚長、統合幕僚副長×2、総括官	47名
	総務部	総務課（課員×7）	
	防衛計画部	防衛計画部長×2、防衛計画部副部長、 計画課（課長、課員×32）	
海上 幕僚 監部		海上幕僚長、海上幕僚副長×2	523名
	総務部	総務課（課長、課員×4）	
	人事教育部	人事教育部長、人事計画課（課員）、 教育課（課長×2、課員×31）	
	防衛部	防衛部長、防衛課（課長×2、課員×69）、 装備体系課（課長×2、課員×38）、 運用支援課（課長×2、課員×54）、 施設課（課長、課員×32）	
	指揮通信情報部	指揮通信情報部長、 指揮通信課（課長×2、課員×45）	
	装備計画部	装備計画部長、航空機課（課長×2、課員×51）、 装備需品課（課長、課員×46）、 艦船・武器課（課長×2、課員×91）	
	監察官室	監察官、副監察官、監察官付×10	
	首席衛生官室	首席衛生官、首席衛生官付×2	
	衛生企画室	衛生企画室長、室員×21	

※官職名等は、機種選定業務に関係していた時点のもの。

官職名等		人数
第 51	第 5 1 航空隊司令	8 3 名
航空	航空隊本部	
隊	調査研究隊	
防	防衛装備庁長官、防衛技監、	199名
衛	長官官房審議官、装備官	
装	長官官房	
備	総務官付×6、装備開発官付×2、	
庁	監察監査・評価官付、人事官付	
	装備政策部	
	装備政策課（課長、課員×33）、 国際装備課（課長、課員×20）、 装備制度管理官付×2	
	プロジェクト管	
	理部	
	プロジェクト管理総括官、統合装備計画官付、 事業計画官、事業計画官付×21、 事業管理官、事業管理官付×21、 装備技術官、装備技術官付×15	
	調達管理部	
	調達管理部長、調達企画課（課長、課員×41）、 企業調査官付×2	
	調達事業部	
	調達事業部長、総括航空調達官、 需品調達官付、輸入調達官付、 航空機調達官、航空機調達官付×15	
	先進技術推進センター	
	センター員	
装備施設本部	航空機担当副本部長×2、副本部長事務代理	3名
合 計		934名

※官職名等は、機種選定業務に関係していた時点のもの。

ヒアリング対象者一覧

官職名等			人数
内部 部局	整備計画局	防衛計画課（課長、課員×4）	16名
	経理装備局	装備政策課（課員×6）、 航空機課（課長、課員×4）	
統合幕僚		統合幕僚副長	2名
監部	防衛計画部	計画課（課長）	
海上 幕僚 監 部	総務部	総務課（課員×2）	70名
	人事教育部	教育課（課長、課員×2）	
	防衛部	防衛課（課長×2、課員×9）、 装備体系課（課長、課員×10）、 運用支援課（課員）、施設課（課員）	
	指揮通信情報部	指揮通信課（課員×4）	
	装備計画部	航空機課（課長、課員×7）、 装備需品課（課長、課員×7）	
	装備部	航空機課（課長、課員×5）、 装備需品課（課員）、艦船・武器課（課員）	
	技術部	技術課（課長、課員×6）	
	監察官室	副監察官	
	首席衛生官室	首席衛生官付×2	
	衛生企画室	室長、室員×2	
第51 航空 隊		第51航空隊司令	10名
	調査研究隊	隊長、隊員×7	
	第513飛行隊	隊員	
防衛装備庁	装備政策部	装備政策課（課長）	1名
装備 施設 本部		調達企画課（課長、課員×2）	5名
		原価管理課（課員）	
		航空機第3課（課員）	
合 計			104名

※官職名等は、機種選定業務に関係していた時点のもの。

面談対象者一覧

官職名等			人数
内 部 局	大臣官房	大臣官房長、技術監	29名
	防衛政策局	防衛政策局長、防衛政策次長、 防衛政策課（課長、課員×3）	
	整備計画局	整備計画局長、 防衛計画課（課長×2、課員×8）	
	経理装備局	経理装備局長、 装備政策課（課長、課員×5）、 航空機課（課長、課員×2）	
統 合 幕 僚 監 部		統合幕僚長	8名
	総務部	総務課（課員×2）	
	防衛計画部	防衛計画部副部長、計画課（課長、課員×3）	
海 上 幕 僚 監 部		海上幕僚長、海上幕僚副長×2	49名
	総務部	総務課（課員×5）	
	人事教育部	人事計画課（課員）、教育課（課員）	
	防衛部	防衛部長、防衛課（課長、課員×7）、 装備体系課（課長、課員×4）、 運用支援課（課長）、施設課（課長）	
	指揮通信情報部	指揮通信課（課長、課員×2）	
	装備計画部	装備計画部長、航空機課（課長、課員×4）、 装備需品課（課長、課員×2）	
	装備部	装備部長、艦船・武器課（課長）	
	技術部	技術部長、技術課（課長、課員×3）	
	監察官室	監察官付	
衛生企画室	室長、室員×2		

※官職名等は、機種選定業務に関係していた時点のもの。

官職名等		人数	
防衛 装 備 庁		防衛装備庁長官、長官官房審議官	17名
	長官官房	総務官付	
	装備政策部	装備政策課（課長、課員×3）、 国際装備課（課員）	
	プロジェクト管 理部	事業計画官、事業計画官付、 事業管理官付×4	
	調達管理部	調達管理部長、調達企画課（課員）	
	調達事業部	航空機調達官	
装 備 施 設 本 部		調達企画課（課長、課員×1）	4名
		航空機第2課（課員）	
		航空機第3課（課員）	
合 計		107名	

※官職名等は、機種選定業務に関係していた時点のもの。

機種選定手続の流れ

